

## Q & A（債権者の皆さまから寄せられたよくある質問と回答）

本Q&Aは、債権者の皆さまから多くお問い合わせをいただいている質問について、整理・分類した上で、回答を掲載しています。

### 1 破産手続について

Q 1 破産手続とはどのような手続ですか。

A 1 支払不能又は債務超過の状態にある債務者について、裁判所の監督の下、裁判所から選任された破産管財人が、公正中立の立場において、債務者の財産を管理し換価することにより、適正かつ公平な清算を行う手続です（破産法第1条参照）。

Q 2 本破産事件の破産管財人は誰ですか。連絡先を教えてください。

A 2 破産管財人は三宅・今井・池田法律事務所の市川浩行弁護士です。

本件に関するお問い合わせは、破産管財人のホームページに設けられている所定の問い合わせフォームよりお願い致します。破産裁判所や、破産管財人の法律事務所に直接ご連絡をいただいても対応致しかねます。

また、多数の債権者の皆さまからのお問い合わせがあるため、個別に回答することは予定しておりません。いただいたお問い合わせのうち回答することができるものについては、質問内容を整理した上で、順次、破産管財人のホームページに掲載しますので、破産管財人のホームページをご確認ください。また、現時点でご回答できる内容は、本ホームページに掲載しておりますので、事前にご確認いただいた上でお問い合わせください。

Q 3 破産管財人はどういう立場の者で、何をするのでしょうか。

A 3 破産管財人は、裁判所から選任された者であり（破産法74条1項）、裁判所の監督の下（破産法75条1項）、破産財団に属する財産の管理及び処分を行い（破産法78条1項）、破産に至った経緯等について調査を行います（破産法83条1項）。これらの調査・破産者の財産の換価・回収等の上、公租公課（税金など）等の優先的に弁済すべき債権や管財業務に必要な費用等を支払った後、なお配当可能原資がある場合には、債権の方々に、破産法の定めに従い、公平に配当（弁済）することになります。

Q 4 破産手続は今後どのように進行しますか。

A 4 破産管財人が、破産に至った経緯等を調査するとともに、財産の処分・換価を行います。財産の処分・換価が完了した後、配当原資を確保することができれば、破産債権の調査を行った上で、配当を実施することになります。

破産管財人の業務の進捗状況等は、債権者集会、及び適宜、破産管財人のホームページ

ジに掲載する方法などにより、報告します。

Q5 破産管財人のホームページに掲載されている資料を開くためのパスワードを教えてください。

A5 東京地方裁判所からの破産手続開始通知書及び同書面とともにお送りする破産管財人からの「株式会社トップガーデンの破産手続について」に記載していますので、ご確認ください。

なお、㈱トップガーデンに対して債権をお持ちでない方は、パスワード付資料を閲覧することはできませんので、ご了承ください。

Q6 私は㈱トップガーデンに対して債権を有していますが、破産手続開始通知書が届きません。

A6 現在、破産管財人において、順次、発送していますので、しばらくお待ちください。

なお、令和7年中にお手元に届かない場合には、お手数ですが、破産管財人のホームページの「お問い合わせ」フォームに所定の事項を入力のうえ、お問合せ事項に、破産手続開始通知書送付希望とご連絡ください。

## 2 工事について

Q7-1 私は㈱トップガーデンに外構工事を依頼し、契約を締結しましたが、工事が完成していません（未着手を含む）。今後、工事はしてもらえないのですか。

A7-1 ㈱トップガーデンは、破産手続に先立ち事業を停止し、従業員も全員解雇しています。代金の支払いの有無、工事の進捗にかかわらず、今後、㈱トップガーデンにおいて工事を遂行することはできません。恐れ入りますが、ご自身で別の工事業者にご相談いただくよう、お願ひいたします。

Q7-2 ㈱トップガーデンに対して工事代金の一部を前払いしましたが、工事は完成していません（未着手を含む）。支払った工事代金は返金されますか。

A7-2 (1) 工事が全く行われていない場合には、前払いされた代金の全額が、  
(2) 工事が一部行われている場合、前払いされた代金のうち、既施工部分の評価額を上回る金額相当額が、

本破産手続において「財団債権」として取り扱われる見込みです。この点につきましては、破産管財人から別途書面にて、ご連絡させていただきます。

なお、「財団債権」は、「破産債権」（通常の商取引等により生じた債権）よりも優先して弁済されるのですが、本破産手続においては、現時点で、財団債権についても弁済の見込みは立っておらず、弁済の可否、弁済時期、弁済金額は未定です。

Q7-3 Q7-2の説明によれば、私は財団債権を有していることになると思いますが、必要な手続はありますか。破産債権届出書の提出は必要ですか。

A7-3 お客様が有する債権が財団債権のみである場合、破産債権届出書を提出いただく必要はありません。

現在、破産管財人において、工事の進捗及び工事代金の支払状況を確認しており、順次、財団債権の金額を確認する書面をお送りします。

お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ、案内に従ってご対応ください。

なお、(株)トップガーデンは、多数のお客様との間で契約を締結していたこと、また、すでに従業員が退職していることから、状況確認には時間をする見込みです。何卒ご了承ください。

### 3 債権・配当について

Q8 私は(株)トップガーデンに対して債権を有していますが、配当を受けるためには、どうすればいいですか。

A8 破産手続開始通知書に同封されている破産債権届出書に必要事項を記入のうえ、破産管財人に提出してください。なお、現時点において、配当が実施されるか否か、またその額は未定です。また、工事代金の一部の前払金については、前記Q7のとおり、財団債権として取り扱われますので、当該債権のみを有する場合には、破産債権届出書を提出いただく必要はありません。

Q9 配当の見込みは、いつ頃分かりますか。

A9 配当の具体的な時期が分かるのは、原則として、破産会社の財産の換価業務が終了した段階であり、現時点での時期は未定です。

Q10 私は(株)トップガーデンに対して債権を持っています。支払ったお金をすぐに返してください。

A10 破産手続は、破産管財人が回収した財産をもって配当が可能な状況になった場合に、破産債権者の皆さんに平等に配当を行う手続です。一部の債権者の方だけにお支払いすることはできません。

Q11 私は(株)トップガーデンに対して訴訟を提起していますが、この訴訟はどうなりますか。

A11 (株)トップガーデンに対する訴訟手続は中断します(破産法44条1項)。

(株)トップガーデンに対する債権の存否等は、債権届出を行っていただき(Q8)、破産管財人において調査をすることとなります。

Q12 私は(株)トップガーデンから訴訟を提起されていますが、この訴訟はどうなりますか。

A12 (株)トップガーデンを当事者とする訴訟手続は中断します（破産法44条1項）。（株）トップガーデンが提起していた訴訟については、今後、原則として破産管財人が原告の立場を引き継ぐことになります。

#### 4 債権者集会について

Q13 第1回債権者集会はいつですか。

A13 第1回債権者集会は、以下の日時・場所で開催されます。  
日時：令和8年3月24日（火） 午後2時00分  
場所：東京地方裁判所民事第20部 債権者等集会場  
(東京都目黒区中目黒2-4-1)

Q14 債権者集会には出席しなければならないのですか。

A14 債権者の皆さまが債権者集会に出席することは義務ではありません。出席しなくても不利に扱われることはありません。債権者集会で配布する資料等は、本ホームページで開示する予定です。

Q15 債権者集会では何が話されますか。

A15 債権者集会では、破産手続開始後の破産管財人の調査に基づき、破産手続を開始するに至った事情や、破産管財人において換価・回収した資産の状況などを報告する予定です。報告に当たっては、財産目録や収支計算書を配布する予定です。

#### 5 破産管財人を名乗る人物からの連絡

Q16 他の破産事件において、破産管財人又は破産会社を名乗るものから、お金を支払えば、優先的に配当を受けることができるという勧誘があったというのですが、そのようなことはありますか。

A16 破産管財人から、債権者の皆さまに対し、金銭のお支払いを要求することはありません。一部の破産債権者に対してのみ優先的にお支払いすることはありませんので、ご注意ください。

#### 6 代表者について

Q17 代表者は破産していますか。

A17 現時点では、破産申立てがなされていません。

以上